（整理番号 2204）

長野地方最低賃金審議会

第２回本審議会　議事録

開催日時 場所	令和４年７月 28 日　　10 時 00 分～11 時 05 分 ホテル信濃路　３Ｆ飯綱		
出席状況	公益代表委員	出席５人	定数　５人
	労働者代表委員	出席３人	定数　５人
	使用者代表委員	出席５人	定数　５人
主要議題	１　運営問題小委員会委員長報告について ２　特定最低賃金検討小委員会委員長報告について ３　関係労使からの意見聴取について ４　令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について ５　その他		

議 事 録

○浜賃金室長

それでは定刻となりましたので、只今より、令和４年度第２回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、定足数の確認でございます。

本日の出席委員は、委員１５名中１３名にご出席をいただいております。３分の２以上の出席がありますので、最賃審議会令第５条第２項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また本審議会の開催にあたり、事務局で本日開催の 14 日前に公開の公示をしたところ、４件の傍聴の申し込みがあり、本日傍聴していただいておりますこと、また、報道機関１社が取材にお見えになりますことを報告させていただきます。それでは、審議に先立ちまして小野寺労働局長からご挨拶申し上げます。

○小野寺局長

お疲れ様でございます。長野労働局の小野寺でございます。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しい、そしてお暑い中、当審議会に

ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、既に報道等々によりましてご承知のことかと存じますが、現在、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会では、今年度の目安に関する審議がまだ続いている状況でございまして、本日時点で、改正目安これが示されておりません。

聞き及ぶところ、今年度のその中央賃審議におきましては２点。

１点目は、『昨年度の審議会においては異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること』、これが１点目。

そして、もう１点、『「例年以上に、目安額とその根拠、そして理由について、明確で納得できるものとして欲しい」との意見が労使から出ている状況であることと。こういう状況を鑑みまして、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要だということになりまして、さらに時間をかけて議論を続けることとした』と聞き及んでおります。

かかる状況を踏まえまして、例年この場で、本審議会の場におきまして目安額を伝達させていただいていたところでございますが、今年度は、後ほどまた事務局の方からご説明いたしますけども、実質的な金額審議をお願いしております専門部会この場におきまして目安というものを伝達させていただければなあというふうに思っております。

その専門部会の日程につきましては、すでに各委員、大変お忙しい中、調整いただいているところでございまして、加えてかかる状況にございます。例年以上に各委員のみなさまには大変なご迷惑ご尽力をいただくと、集中的な審議をお願いせざるを得ない状況にあります。

暑いこの時期に集中的な審議となりますけれども、各委員の皆様におかれましては、引き続き、審議会の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますことを、あらためてお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日も、よろしくどうぞお願いいたします。

○浜賃金室長

それでは、これからの審議につきまして倉崎会長よろしくお願いいたします。

○倉崎会長

みなさんおはようございます、倉崎でございます。先の審議会で本年も論点も大変もりだくさんで、みなさんには難しい審議をお願いすることになることはお話ししましたが、先ほど局長のお話にありましたとおり、中央最低賃金審議会においても大変結論を出すことに苦慮されておられるということで、そういう意味でありますと、コロナ前と比べればイレギュラーな審議を今年もみなさんにお願いすることと思います。

それで、消費者物価高、企業物価高ですね、いったん収まりが見えたかと思った新型コロナウイルスがまた感染者数増となっている。こうした多岐にわたる論点をどう踏まえて結論を出すか大変難しい問題だと思いますが、私の考えで言いますと、やはり最低賃金というものは労働者使用者間の契約の重要な内容ですので、労働者使用者のそれぞれの意向に可能な限り沿ったものであるべきだと。

その中で何が重要かというと、今申し上げた論点の中で、できるだけ労使の共通認識部分を増やすことが重要だと思っています。やはり、お互いこういう情報が知りたいというものは積極的に求めていただいて、あるいは情報をもっている側についてはこういう情報が役に立つのではないかと思われるものは積極的に出していただいて、少しでも事実認識の一致点を増やしていくこと、そうしたものを積み上げていくことがより迅速かつ現在の社会の実情に見合った解決に結びつくのではないかと考えているところです。もしかしたら今年度はもちろん、これまでも委員のみなさまにはそうした努力をしていただいているところですが、今年度に関しては特に何を情報として何を出すべきか、何を得るべきかという点に注力いただくことも一つの方法かとも思っております。大変難しい審議を求めることになりますが、よろしくお願いいたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、本日の審議会は、公開により率直な意見交換等に支障があるとは認められないので、全部公開としております。

運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員、櫻井委員、使用者代表委員、中村委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず、議題１の「運営問題小委員会委員長報告について」に入ります。資料№１に会長あて委員長報告の写しがありますので、事務局で読み上げてください。

○荒河賃金指導官

資料№１「令和４年度運営問題小委員会委員長報告」を朗読。

○倉﨑会長

ありがとうございました。只今の運営問題小委員会委員長報告について、何か意見・質問はありますか。

○倉﨑会長

特にご意見等がないようであれば、委員長報告に従い、令和４年度の審議会の運営を行うこととします。

○倉﨑会長

次に、議題２の「特定最低賃金検討小委員会委員長報告について」に入りま

す。
資料№２に会長あて委員長報告の写しがありますので、事務局で読み上げてください。

○賃金指導官
資料№２「特定最低賃金検討小委員会における検討結果について」を朗読。

○倉﨑会長
ありがとうございました。只今の特定最低賃金検討小委員会委員長報告について、何か意見・質問はありますか。

○倉﨑会長
はい、特にご意見等がなければ、各委員長報告のとおり決定としてよろしいでしょうか。

○倉﨑会長
特にご意見がなければ、報告のとおりとします。

○倉﨑会長
それでは、委員長報告のとおりとします。
次に、議題（３）「関係労使からの意見聴取について」に入ります。事務局から説明して下さい。

○浜賃金室長
関係労使からの意見聴取につきましては、最低賃金法第 25 条第５項及び同法施行規則第 11 条第１項の規定により、７月４日から７月 19 日までの間で公示を行いました。
この間に、長野県弁護士会、長野県労働組合連合会などから提出された要請書につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。
また第１回本審議会においてご承認いただきました関係労使からの書面による意見につきましては、資料№３で長野県職員労働組合、資料№４で一般社団法人長野県タクシー協会、それから資料№７でコープネット労働組合からの意見書をお示ししてございますので、ご覧いただければと思います。
意見陳述につきましては労使それぞれ１者ずつとなります。本日は、労働者側の意見陳述人として　長野電鉄労働組合書記長であります 飯川慎一（いいかわしんいち）様、また使用者側の意見陳述人として長野県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長であります中村実彦（なかむらみちひこ）様にお越しいただいております。
意見陳述の時間につきましては、質疑を含めて陳述人一人につき 10 分程度

とお伝えしてございます。
　また、資料№５と６が、意見陳述内容の資料となっております。
事務局からは以上です。

○倉﨑会長
　はい、ありがとうございました。それでは、これから意見陳述人より意見聴取を始めたいと思います。
　まず、労働者側としまして、長野電鉄労働組合　飯川 慎一（いいかわ しんいち）様 から意見陳述をお願いします。
　時間は、質疑を含めて 10 分程度とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○長野電鉄労働組合　飯川慎一氏
　改めまして、先ほどご紹介をいただきました長野電鉄労働組合で書記長を仰せつかっております飯川慎一と申します。
　このたびは、このような貴重な場で意見を述べる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。限られた時間でありますが、こちらの労働者側の思いというところで意見を述べさせていただきます。お手元にある意見書に基づきまして、一部読み上げる形で意見を述べさせていただきます。
　まず初めに、この意見書の趣旨でありますが、当組合は、長野県各地で地域公共交通を担う労働者で構成する長野県私鉄労働組合連合会に所属しております。通常は、私鉄県連と申しまして、組織人員は約 1,200 名、当組合におきましては 375 名の組合員で構成しております。
　県民の移動手段を確保するため、1 年 365 日早朝から深夜にかけての業務は時間的に不規則で、1 就業の中に実働・休憩・待機といったものが混在する非常に複雑なシフトになっておりまして、一概に 1 日 8 時間休憩 1 時間というような枠には収まらないという労働環境の中で働いております。
　特に大切な人命を預かる正確な時間管理の上でも、サービスの提供は心身への負担も大きく、これまでもエッセンシャルワーカーとしての責務を担う厳しい労働環境の中で人手不足を招いている業種であります。
　しかし、昨今のコロナ禍による移動制限がもたらした輸送・観光業への影響は、私たちの業界を直撃しまして、大幅な所得減少を招きました。当組合ではこれを起因としまして、離職者が 2 年で 30 名を超えるという異常事態となっているということです。
　こうした状況の中ですが、さきの 2022 春季生活闘争におきましては、現在の賃金体系の改善を強く要求し、粘り強く会社と交渉を進めてきましたが、大幅な改善には至らず、依然状況は厳しいままとなっております。
　そこで会社が賃金算出根拠の一つとする長野県最低賃金の向上により、少しでも現在の厳しい状況を改善する足がかりとなるべく、本日意見を述べさせて

いただくものになります。

続きまして、「生活費の現状」というところで、一部組合員の実例を引用させてもらっています。鉄道・バス関係の職員は、通勤が早朝・深夜となるため、時差で公共交通が使えず、自家用車での通勤が基本となってしまいます。

また、長野県の地域の特有の事情によりまして、自家用車の保有率が非常に高く、当組合でも 1 世帯当たりの所有台数は 2.75 台、これは 2021 年に組合員向けに調査をした結果でございます。当組合の参考値というところでご承知おきください。

組合員平均の年齢は、当組合で 41.1 歳、子育て世代も多く、マイホーム取得、養育費、非常に比率の高い出費が家計を圧迫しています。また、昨今の物価高は確実に家計を直撃しておりまして、特に食糧品・日用品・ガソリン代などが生活に直結しておりますので、これが生活費を圧迫するという非常に悪循環が起きているという状況であります。

続きまして、賃金についてでありますが、こちらにつきましても、組合員の一例をここにお示しをさせていただきました。最も低い労働者の現状賃金というところで、職種は駅務員、年齢が 22 歳、月給が 17 万 2,500 円、月の平均労働時間、これは当組合の労働協約上の基本的な労働時間、それから勤務日数から算出しております。7 時間 40 分の 23 日で計算しますと、月の労働時間が 176.3 時間、これを単純に割り算しますと、978.4 円というところが現在の当組合の実情でございます。

2 枚目にいきまして、表が二つございます。まず一つ目、上段の表でありますが、長野県の同業他社、先ほど申した私鉄長野県連が組織する各公共交通従事者でありますが、A 社から G 社まで記載があります。当社長野電鉄におきましては、中段ほどに記載があります。各ポイント別の基本給をここに示しています。上段のほうは、これが初任給という形で、この金額をもってして求人票等に記載をしてもらっています。

長野電鉄におきましては、18 歳高卒、15 万 8,000 円、以下 22 歳、25 歳というところで、バス運転手という記載がありますけれども、これは当組合長野電鉄以外に、長電バス、長電テクニカルサービスという 3 社、長野電鉄グループの従業員で構成している労働組合ですので、長電バスの数値が記載されています。科目は長野電鉄となっておりますが、一部長電バスの数字ということでご理解いただければと思います。

高卒で 15 万 8,000 円の列を見ていただきますと、A 社から G 社の中でも当社は県内でも下位の部類に属する非常に若年層にとっては厳しい数字が出ております。

二つ目の表につきましては、当組合、これは長野電鉄でありますが、その年齢別の最低賃金を時給換算した表になります。18 歳から 24 歳まで、特に先ほど申した若年層と言われる非常に若い世代、これから当社をしょって立つ、いわば卵のような非常に重要な世代であります。この世代の人たちにどれだけの

賃金が与えられているかというところを見ていただきたいのですが、時給換算いたしますと、18 歳で 896.2 円というところで、昨今のこの賃金の比較、鉄道・公共交通に関わる部分というのが非常に低賃金であるというところは、各種の調査で明らかになっているところであります。24 歳まで到達しましても、時給換算すると 1,043 円、基本給にして 18 万 3,900 円というところで、非常に厳しい状況が現実であるというところであります。

望まれる賃金額というところで、最低時給 1,000 円+α という表記をあえてさせてもらっています。それにつきましては、下段に理由を述べておりますのでご説明いたします。

前記のとおり、本来であれば各労組が会社の状況を踏まえて労使交渉の中で賃金水準の向上に努めるべきでありますが、会社は長引くコロナ禍に加え、昨今の原材料費、燃料費の上昇から来る記録的な物価高に備えるため、賃上げを実施する体力がないのが現状です。

しかし労働者側からすれば、家計の逼迫を少しでも改善するためには賃上げはどうしても必要であり、賃金水準向上に向けた最低賃金改定の政策的な要因に頼るしかもはやないというところでございます。

仮に最低時給が 1,000 円となった場合、先ほど前 3 項の 22 歳を事例に出しましたけれども、この方に当てはめますと、176.3 時間×1,000 円で 17 万 6,300 円、単純計算になりますが、こうなりまして、3,800 円の月額の差異が生まれます。この金額を私鉄総連、我々の上部団体でありますが、2022 年春季生活闘争における統一要求賃上げ枠というものがありますが、こちらは平均基本給の 2%を今回要求いたしました。その 2%は、当組合におきましては約 4,600 円という数字が出るわけですが、それの約 8 割に当たるというところで、春闘での要求金額をこの最低賃金の改定で一定金額まで補完することができるというところでございます。そのためにも、ここに表記のとおりの最低金額を要求したいと思っております。

一方、会社の支払能力にも一部触れておきますが、コロナ禍における厳しい経営状況は、2021 年度ではコロナ前の 19 年度比で鉄道がおよそ 7 割、バスが 6 割程度までしかまだ回復をしておりません。また、賃金におきましてはコロナ禍が始まった一昨年に臨時給の 50%削減、これは長野電鉄が創設 100 年を一昨年迎えたわけですが、100 年の歴史の中でも臨時給が 50%削減されたという事例はございません。それぐらいに歴史的な対応を我々労働者側は受け入れてきたというところです。

また、鉄道におきましては、長野県北部にお住まいの方ならご存じかと思いますが、主要 3 駅といわれる本郷駅、桐原駅、朝陽駅という乗降人員がいずれも日に 2,000 人を超える大変大きな駅ですが、これらの駅を無人にいたしました。また、有人駅で小布施駅、湯田中駅という駅がありますが、こちらのほうも時間短縮して、現在は日中にしか駅員がいません。夜間には無人になっています。そういった形で、様々な経営努力を組合側も改善のためというところで

受け入れてきているのが現状です。

そういったことをこれまで行ってきた内容から見ますと、今後の春闘、春季生活闘争の中でも賃金改定要求というのは非常に厳しいものがあるということはもちろん十分承知はしているというところでございます。

それらを踏まえまして、5 項で、長野県最低賃金の改定に当たり考慮すべき要素について述べさせてもらいます。前項で記載のとおり、コロナ禍における産別ごとの格差は顕著です。世界的な半導体不足に関する関連業務や自動車 EV 関連、テレワーク等の普及によるネットワーク関連、こういったところは過去最高益を軒並み更新している中で、運輸・観光・飲食、こういった我々が関係しているサービスにおきましては、多大な影響を受けております。一番は、移動の制限という部分でございます。特に鉄道・バスなど公共交通・医療・福祉、そういった現場では、雇用調整助成金の対象とならない場合が多分にありまして、厳しい状況の中でも日々業務を継続しなければならないという状況をぜひ考慮いただきたいと思います。

この現在もコロナ第 7 波と言われている中で、非常に感染者・接触者も含めて多発している状況です。当社におきましても関係業務の従事者が一部業務を控える状況になっているわけですが、そういった状況でも日常動いている電車・バスを止めることはできません。一部、先日九州のほうで新幹線が運休したというのがニュースになりましたが、公共交通が止まっただけであれだけ大きなニュースになってしまうだけに、世の中の皆様にこの公共交通というものの重要性が伝わっているのではないかと思っております。

最後に、長野県最低賃金の改定に当たっての意見・要望というところを 2 点書かせていただいております。

まず一つ目。公共交通に対する優位性の確保であります。ここで決定される最低賃金は、単に時間で賃金を支払うための基準ではなく、当組合のように基本給の算出にも大変大きな影響を与えることは必至と考えております。3 項の（3）に記載のとおり、希望金額 1,000 円+α とさせていただいたのは、公共交通業務に対する賃金の優位性を考慮していただきたい旨のプラスアルファでございます。

これは、公共交通事業に関わる雇用を十分に維持・確保できるような金額とすることで、慢性的な人手不足の解消、また県民の移動手段の安全かつ安定的な供給を継続するためには大変重要な要素であると考えています。

こうしたことから、最低賃金の改定実施については、公共交通産業についても特定最低賃金の適用の検討であるとか、前記におきましては、産別の優位性を十分考慮していただきまして、金額検討をしていただくことを強く望みます。

2 点目におきましては、企業向け融資の救済措置の検討というところでございます。本来、本日この審議会は最低賃金について意見を述べさせていただく場でありますが、現在の企業の置かれている現状も併せて私のほうから述べさせていただきたいと思います。

令和３年度長野県補正予算におきまして、交通従事者、観光従事者、その他数多くの産業につきまして、長野県から多大な支援をいただけたことは、事業継続に大変大きな影響を与えました。しかしこうした支援とは別に、コロナ禍における厳しい経営判断として、会社は複数の特別融資を実行していることも事実であります。

しかしこうした融資効果は一時的でありまして、数年後に返済が始まるということは揺るぎない事実でございます。今の状況では、コロナ禍のこの事情が好転して、公共交通産業、運輸、観光、飲食、そういった落ち込んでいる部門が回復の兆しを見せまして反転攻勢に出ていくタイミングで返済が始まるという、大変な悪循環が予想されます。公共交通にいたしましても、結果的に売上が上がり利益が出たとしましても、それは全て返済に回ってしまうということが想定されます。

また、昨今から続く原油高、ロシア・ウクライナ情勢、国内金融緩和、諸外国の金利政策など、複数の要因がもたらした国内の物価高につきましては、コロナ禍で疲弊した我々を直撃して、この先が見通せない非常に厳しい状況であります。

最低賃金の改定を主張する場ではありますが､最低賃金の引上げのみでなく、企業向けの融資の返済免除や減額といった企業救済措置も併せて必要なものであるということも併せて申し上げたいと思っております。

以上、意見という形で、若干使用者側からの思いを伝えさせていただきましたが、この貴重な審議する場で、我々の働く者の思いをぜひ酌み取っていただきまして、審議の参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

○倉﨑会長

ありがとうございました。

審議委員の皆さんで、何かご質問などありましたらお願いします。

○倉﨑会長

では、よろしいですか。貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、次に、使用者側としまして、長野県旅館ホテル組合会会長、中村実彦様から意見陳述をお願いいたします。

こちらも､時間は質疑を含めて 10 分程度とさせていただきますので､よろしくお願いいたします。

○中村理事長

皆さん、こんにちは。今日はよろしくお願いします。

私は、何分にもこういう場は初めてなものですから、いささか緊張しております。お聞きづらい点がございましたら、あらかじめおわびを申し上げたいと

思います。

私は、肩書きのとおり、一企業の一経営者としてお邪魔しているというよりは、業界を代表してお邪魔しているというつもりでお話しをさせていただきたいと思います。この業界も、組合員が数百人もいらっしゃるような大手さんと、それから私どものように家族経営でやっているところと環境がかなり異なりますので、私はどちらかというと妻と労使交渉をしているぐらいの立場で、今朝もお客様の朝食のお皿を洗ってから出てきまして、こんな状況でございます。

長野県には、私どもの会員約 1,000 人を見据えてございますが、その中の過半数がこういった中小企業の業態でやっている施設が多いということもあらかじめご承知をいただければありがたいと思います。

お手元にご用意いただいています資料 No.6、これは私どもの旅館ホテル組合会で経営委員会という委員会がありまして、この中できちんと、私の主観ですとどうしても賃上げになってしまうものですから、事業の実情をしっかり把握してもらおうと思いまして、委員会で議した内容の議事録を読みやすく調製をしております。

最初に順番にご説明差し上げますが、最低賃金の値上げに関する業界のデメリットという部分を考えたらどんなことがあるのだろうということで、まずもって、とにかくコロナ禍に加え、物価上昇に直面する飲食・宿泊業界であるということの中で、日銀による 2022 年 6 月の企業物価指数は、2020 年の平均 100 に比べると 113.8%になっているということで、原油などのエネルギー価格も毎年月上昇が 9.2%となっているような状況であります。

最低賃金の値上げによると、さらなるコストの上昇はコロナ禍で弱っている飲食・宿泊業界の大きな負担となり、企業存続の危機になることも想定されるということであります。これは、私どもは装置産業でございまして、あらかじめ建物を建ててお部屋をご用意して、例えば、私は地元が白馬なのですが、豪雪地帯ですので、お客様が来られるように駐車場の雪かきから、滞在しながら寒くならないようにと建物を温めてお待ちするわけですが、そういったものはお客様の数に関係なく固定コストとしてかかっていること、ここがやはりものすごく直接的に影響を受けている場所です。

しかしながら、求人募集に関しては、提示価格は大体グラフを見ますと 1,000 円～1,100円ぐらいの時給で皆さん出していらっしゃいます。それでもほとんど応募がないのが実際です。長野県の最低賃金は 877 円となっていますが、県内の求人広告では既に 1,000 円から 1,100 円の範囲をベースに募集がかかっているのが実態であります。この水準でも労働力を確保することに難しい状況であり、さらなる賃金の値上げは雇用の確保を難しくします。

また、企業経営者に残された策として効率化というのは、大変大きなポイントです。まず最初に、金融さんにお話しをされるときには、「生産性の向上はしていますか」「いろいろな経費そのほか含めて効率化を図っていますか」ということを言われると、デジタル化をしましょうかということになったり、最近 NHK

でも日本のサービスのあり方についてもよく取り上げられているのですが、ああいった、今や我々の真骨頂とも言える、「三つ指ついて、いらっしゃいませ。」というのが過剰サービスという表現につながるような、そういうふうにして効率化というものを目指していきますと、大きく変わってきてしまったのだなと感じるのですが、そういうこととも連動して社内の賃金もアップさせなければならなく、結果的に雇い控えというものが起きてしまうのではないかという懸念がございます。

しかしながら、今人が足りなくて一生懸命募集をしているのですが、これも時給 1,000 円～1,100 円ベースでも、まず、日本人の方の応募はありません。非常に厳しい状況であります。ということで、私も本来は社長として少しのんびりできたのですが、皿洗い要員にもなっているというような状況でございます。

また、サービス業は非常に難しい業態でございまして、とかくこういうデータは、生産性ということで工場といったところでの仕事の仕方をベースにして時給の換算や労働時間 8 時間という話をされますが、1 人の方が 1 泊すると何時間私どものところに滞在されるかお分かりですか。私のところは午後 3 時チェックインで 10 時チェックアウトです。そうすると 19 時間いらっしゃって、私どもは 1 泊 2 食で 12,000 円でやっていますので、2 時間弱ぐらいでそのぐらいのお食事取れる飲食店などに行くととてもうらやましく思うのですが、そういう中でお風呂を用意し、お布団敷きにも伺い、アメニティーなどいろいろなものを用意してお待ちすると。

たまたまお客さんに都合があって時間が延びたというと、135%という残業が課せられるということになりまして、これがなかなか組み立てづらいということが私どもの経営上の課題にもなっています。ここを効率化するとなると、お客様との接点を少なくするとかいろいろな問題があります。しかしながら、私どもも 1 日 1 回は寝るという行為があるものですから、お客様が安心して目をつぶって心地よい気持ちの中でお休みいただけるには、防火体制、防犯体制も含めた安全対策も施さなければなりません。そうすると、ほぼほぼフルタイムで活動するので、これはこれは大変なことでございます。

しかしながら事業ですので、当然私どもはそれを踏まえてやっていますのでそこに取り組むわけですが、どうしてもそういう背景の中で、お客様の利用稼動が下がると、それがコスト増につながって、それが今大変厳しい状況になっています。

思い起こしますと、昨年もちょうど今頃、東京だけがシャットアウトになったという状況がありまして、私どももその一報が出た途端に 1,000 人泊のキャンセルがありました。そうするとお客様から口々に、コロナで行かれないんだからキャンセル料は要らないだろうと言われてしまうと、我々も「そうですね」と応え、その損失はどこでカバーするのだろうというのが課題になってきまして、大きな影響力をもたらしていました。

だからといって、最低賃金について上げないということを言っているわけではないのですが、こういう状況もあるので、よくよく一緒に考えていきたいと思っています。

次に大きな項目としまして、企業物価指数の上昇と最低賃金の値上げを踏まえた旅館経営ということで、最低賃金の値上げと経済成長は車の両輪でということを掲げています。

これは、今ほど申し上げたとおり、コロナ以前の売上の水準に戻りしっかりと利益が出せる状態を担保してから最低賃金の値上げに臨むべきと考えます。

そのためには、全国旅行支援等の観光需要喚起策をしっかりと継続していくことに加え、一刻も早い入国自由化に伴うインバウンド旅行客の受入れ等の飲食・宿泊業界の経済成長につながる施策が必要になります。

最低賃金の値上げと経済成長は車の両輪と考えますが、現在飲食・宿泊業の経済成長は止まっている状況なので、両輪としては回ってはいない、車輪としてお互いに回り切れていないという状況をご理解いただきたいと思います。

宿泊単価の値上げ等収入増を図る。様々なコストが上がる中、我々も宿泊単価の値上げに挑戦する必要があります。原価・経費から宿泊料金を導けば当然値上げを考慮しなければなりません。全国一律にリビングコストが上がっている中、単純に宿泊料金を値上げしただけでは集客は集まりません。ホテル業界では、慣習化しているサービス料の徴収等を業界全体の課題をして議論することも視野に入れて考えたいという話題でありました。

サービス料そのものについては、私もそれがマストではないと考えるのですが、我々のやっているサービスという行為の対価が収入につながることが大事だと思っています。日本語で「サービスするね」と言われると、ただでくれるというのが一般認識ですが、サービスというのは人を介してやることですので、それが一つの形として対価として収入に上がることが一番大事ではないかと思います。生活習慣が変わる中で、そんなことも市場認識が上がってくれれば、我々も経営でさらに頑張っていかれるかと思います。

最後に、最低賃金の値上げに対する業界のスタンスということで、我々の意見を述べさせていただきたいと思います。観光需要が冷え込んでいる中で、値上げは企業存続の危機となることも想定され、2021年度の過去最大の値上げ幅28円で値上げしたばかりであるため、当面の据え置き、または小幅な値上げにとどめるべきであると考えます。観光需要の回復と最低賃金の値上げは連動して行うべきとのスタンスを示すことが必要であるというのが、私どもの見解ということで、この話は数日前に、ちょうど私どもの常務理事会がありまして、今日この会にお邪魔することを報告し、この内容を説明して、皆さんから同意を得て今日は参りました。

サービス業、観光業いろいろございます。私ども一生懸命頑張って、観光は同時に、工場などの製造業とは違った形で地域にお金がなる木がないものですから、当然こういうお金というものは外から持ってきていただいてこの中で使

ってもらうということが大事です。それが観光の一番の取組だろうと思っています。外からお客様に長野の地に来ていただいて、長野の中で宿泊し、そして様々な観光施設、おいしいおそばなど召し上がっていただき、そしてお土産を買っていただくことによって、そのお金がこの地域に回り、そしてそれが小売店、飲食店、それぞれの方が総合的に潤う環境をつくっていくのだろうと思いますし、そういうことに向けての取組を一生懸命頑張ってまいります。

ただ、状況からしまして、お客様の入込みがこれだけ減っていますと、もうさすがに耐えていくのも大変です。私どものほうの支払は既に始まっています。金融さんとお話ししても、これ以上借りるのは無理でしょうというのがお互いです。今、私どもの中で課せられた話題に出ているのは、早くいかにほかに迷惑をかけないでやめるかということが選択肢に入っているということもありまして、そうなってくると、ますますこの環境は変わってくると思います。

賃金の引上げに反対しているわけではございません。しかしながら、やっぱり鶏が先か卵が先かという話題と同じように、やはり経済が回転しだしたその流れに乗って、我々もこういう形でお世話になる従業員さんには一生懸命尽くしていきたいというふうに考えていますし、そういう方向で皆さんのご理解をいただくことを、今日はご意見を申し上げに参りました。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

○倉﨑会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご意見に対し、何か審議委員の皆様から質問などありましたらお願いします。

○井出委員

はい。

○倉﨑会長

お願いします。

○井出委員

今日はありがとうございました。今お話をいただいて、ご苦労いただいている状況でございますけれども、物価高の話などもございましたけれども、本当は価格に転嫁してということだと思いますが、現状なかなかこういう環境の中でお客様をお呼びすることも難しい中で価格へ反映させることも難しい状況だとは思いますけれども、そうしたことも検討され始めているという状況はあるものでしょうか。

○中村理事長

はい、もちろんそういう方向で考えざるを得ないというのが実態だと思います。効率化だけでは追いつきません。昨日おとといと NHK の『クローズアップ現代』でも、『買われる“安い日本”』というものが出ていました。80 年代に日本は世界を買っていたんですね。今は買われる状態になって、企業まで買われていて。一昨日には赤倉のホテルさん、私も昔からよく知っていてお世話になった方ですが、その方が今買われて、5 年間は草刈りをしながら用務員としてそこを管理するのが売却条件になっているという状況にも陥っています。そうなると当然下がってきますので、雇用できる環境もなくなっていきます。賃上げが雇用できる環境を失うようでは困ったことかなと思いましたし、そこを変えるためには、少しでも早く高くお金を払ってもらえるようなお客さんにも来てもらう。日本の観光業は国内だけではどうしても価格を安くすることが前提の勝負が、どうしてもどの業界でもあります。ですけれども観光業ですと、少し大きなお金を払ってくださるお客さんが割といらっしゃるので、そういう方向からもスタートさせるには、インバウンドの早期回復というのが大変大きな課題です。

我々の業界が元気にならないと話すものがないということが実態ですので、ここについて車の両輪、もはや 3 輪ですね。会社と従業員と経済とが一緒に回って初めて物事が回っていくということかと思いまして、一生懸命努力を当然惜しみなくやってまいります。そういう形で、急激な上昇はぜひご議論いただけたらありがたいなということです。

○倉﨑会長

はい、お願いします。

○竹村委員

労側委員の竹村と申します。今日はありがとうございます。

厳しい観光業界、サービス業の実態が大変分かったのですが、今、人材を確保するには、ここにも書いてありますが、1,000 円や 1,100 円という流れで募集しているということが書かれています。最低賃金が上がって、都会の最低賃金に合わせた額といったところが最初に頭に浮かぶところですが、県外において 877 円という最低賃金に対して、どうして 1,000 円、1,100 円というものが必要なのかといったところが、どういったところでこういった金額になるのか、何か理由、根拠があれば教えていただきたいと思います。

○中村理事長

これは、かなりいろいろあってですね、またちょっと言葉にするとお聞き苦しい部分もあるかも分かりませんが、一つは少子化が進んで地方で働く若い人たちがいらっしゃらない。特に季節ワークが強いと、冬にスキーの関係で来ても雪が解けてしまうと違う関係のほうに移動される。昔のように終身雇用制で

地域に定着してずっと仕事をしてくださる人が減ったりというところもあって、今、外国人労働者に頼っています。外国人労働者は、当然間に仲介者が入ったりするものですから、最低賃金で払うお金も高くなってしまうこともあるのですが、それでも人がいないという実態です。

また同時に、お客様によっては大変ストレスもあるのも分かるのですが、どうしても日本人の性格でしょうか、自分より弱いと思う人に対して攻撃をする方が多く、若い人が定着しないのです。いわゆるお父さんお母さんに怒られるような感じで、ここに書いてあって分かることも、「読み上げなさい」と、こんな感じで言われてしまうので、我々の業界のスローガンの中に、社会的地位向上という言葉があります。「お客様は神様」という言葉がありますが、もう神様ではないです。お客様も我々と同じ人間なので、同じように我々もサービス業とはいえ一緒にそういう形で取り組まれるのが本来はいいのではないかと思うのですが、そういったもので、労働意欲をなくしてしまう若い方がとても最近多いように思います。

私たちも一生懸命教育だとかそういった形で研修会などするのです。いろいろな資格制度をつくって、この資格があったら少し上がれるよとか、例えば、旅館をやっていますとボイラーや防火管理、マイクロバス 1 台持つだけで安全運転管理整備者とかいろいろなものが出てきます。そういった資格を取ってもらうとその分だけ上がりますよとか、いろいろそういうこともしながら工夫してやっている施設さんもあります。その辺は非常に難しいところだなと思います。それで、例えば 950 円で出しても来ない。困ったなということで、じゃあ、1,000 円にしてみようか。でもまだ来ないというような状況になっています。

仮にまた来ていただいても、その方が、先ほど申し上げた 19 時間もお客さんと接して対峙できるようにするということで、我々が安心してやっていただける人に対してもサポートしていかなければいけないので、その辺のところも差が出てしまうこともあろうかと思います。

いずれにしても、非常にこの間にこの作業で 1 時間幾らと切れないものですから、そこが難しいところです。

○竹村委員

はい、ありがとうございます。大変厳しい状況も分かっております。ただ、我々が思うのは、この最低賃金、今は外国人の方のという話になったのですが、今これで行くと日本人の最低賃金のレベルと合っていないというのが私の実感です。外国人用の最低賃金になってしまっておるということは、やはりその辺を変えていく必要があるのではないかということは思っております。

ですので、そこら辺の厳しさ、価格転嫁できないところというのは、やはり観光業で何かを考えていくべきなのかと思っています。私が一つ思うのは、やはり日本もチップ制にするというのも一つの案だと思います。このベッドメイキングは素晴らしかったよというものであれば、何かそういうものをお客さん

に頼るというのも一つなのかなと思っておりますので、やはり条件を上げていくことが一つなのかなと思いますので、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○中村理事長
　ありがとうございます。真摯に受け止めて頑張ります。

○倉﨑会長
　それではよろしいですか。
＜「はい」などの発声あり　＞

○倉﨑会長
　はい、大変貴重なお話ありがとうございました。席にお戻りください
　以上をもちまして、関係労使からの意見聴取を終わりといたします。

○倉﨑会長
　続いて、議題（4）の令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。現在の中央最低賃金審議会の審議状況等と併せて、事務局からご説明をお願いいたします。

○浜賃金室長
　はい、冒頭局長のご挨拶の中でも申し上げましたことと若干重複いたしますけれども、現在の中賃審議状況も併せましてご説明させていただきたいと思います。
　地域別最低賃金額改定の目安につきましては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会で審議され、地域ごとランク別に目安額が示されることとされております。昨日時点で答申に至っておりませんので、本日予定しておりました目安伝達に代え、この審議状況についてご説明させていただくものでございます。
　中賃目安小委員会は、令和 4 年 6 月 28 日、それから 7 月 12 日、7 月 19 日、7 月 25 日の計 4 回が開かれ、目安を取りまとめるべく公労、公使での個別の意見を伺いながら鋭意調製を進めてこられてきたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるとして取りまとめに至っておりません。
　先ほどの局長の説明とダブりますが、今年度の審議の進め方に関しましては、まず一つ、昨年度の審議会においては異例の採決となって、その後の審議の総括においても労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう最大限努力するとしたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があるということ。もう一つ、例年以上に目安額とその根拠・理由について明確で納得できるものとしてほしいとの意見が労使から出ている状況であること等々を踏まえ、

目安額とその根拠について公益委員が再度検討する時間が必要とあることから、例年のように小委員会翌日開催というものではなく、さらに時間を置いて議論を再開することとされたものでございます。

今後目安答申が行われましたら、長野地方最低賃金審議会長野県最賃専門部会におきまして、目安額の伝達を行わせていただくこととしていただきたいと思います。目安額を踏まえた金額審議の日程が、若干圧縮される可能性もございますが、審議時間が十分に確保できるように会場手配等も行いまして、円滑な審議会運営に事務局として努めてまいりたいと思っておりますので、各委員におかれましては、係る状況をご理解いただきまして、慎重審議をお願いしたく存じます。

また、この発言を機会に本日の資料説明を併せてさせていただきたいと思います。中賃目安小委員会での審議に用いられました各種資料、膨大なものですから抜粋してございますが、資料 No.8 に、枝番 1～9 としてお示しをさせていただいております。この中で、毎年ご審議にご活用いただいている第 4 表ございますが、今年度は資料 No.8-9、第 4 表③といった前年同月比との比較表といったものが新たに提示されておりますので、またご覧になっていただければと思います。

それから、資料 No.9～No.12 までは、長野県の主要経済指標及び雇用情勢に係る直近の資料ということで配付させていただいております。また、参考資料といたしまして、諸団体からの要請等、長野県弁護士会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県労働組合連合会等々、写しを取りまして資料として配付させていただいております。これらを参考に審議会委員の皆様におかれましては、今後また慎重審議のほうをお願いしたいと思います。これら資料を参考としていただければ幸甚でございます。よろしくお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉﨑会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対して、何かご質問などはございますか。

○櫻井委員

お願いします。労側委員の櫻井と申します。本日はお疲れさまでございます。

先ほどは、関係労使のほうから貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

私のほうから、今ご説明いただいた部分でお願いということでさせていただきたいのですが、私たちのところにも中央の審議状況なども入ってきているわけですが、その中でも示されましたし、それから、先ほどの労使の皆さんからご説明いただいた中でも、今の局面からすると、非常に各種助成金ですとか、補助金、そのようなものがどのような効力を持っているかが非常に重要かと判

断します。

その意味で、資料が用意できるのであれば、ぜひ出していただきたいというものをお願いしたいと思うのですが、中央の審議のときにも出されてきたものとしては、9 項目ほどあったのですが、長野県内として労働局として用意できるのであればお願いしたいのですが、申し上げてよろしいでしょうか、一つはものづくり補助金、それから、略して申し上げますけれども持続化補助金、IT 導入補助金、中小企業等事業再構築促進事業、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、最後になりますが人材確保等支援助成金、この九つについて、県内の様子が分かるものがあればご用意いただければありがたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○浜賃金室長

了解いたしました。第 2 回の専門部会までにそろえられるものは準備してご提示させていただきたいと思います。

○櫻井委員

よろしくお願いします。

○倉﨑会長

はい、ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、今年度も地賃として、今後出るであろう中賃の目安額を十分参酌しながら、審議を尽くしてまいりたいと思います。

○倉﨑会長

それでは最後、議題（5）のその他に入ります。労働者代表委員のほうで、何かこの場でございますか。

○山口委員

特にございません。

○倉﨑会長

使用者代表委員から特に何かございますか。特段よろしいですか。

○井出委員

はい。

○倉﨑会長

それでは、先ほど労働者代表委員からお話があった資料については、可能な限

りで、事務局でご準備をお願いいたします。そのほか、特になければ、念のため今後の日程について事務局のほうでご確認をお願いいたします。

○浜賃金室長

はい、第1回の審議会でお諮りしてご承認いただけました日程を、再確認の意味でご説明申し上げます。

本日この後、予定では午前11時30分から、第1回の県最低賃金専門部会を開催いたします。その後、8月2日火曜日午前10時から第2回県最低賃金専門部会、8月4日木曜日午前10時から第3回県最低賃金専門部会。予備日といたしまして、8月5日金曜日の午前10時からも専門部会の枠を設けてございまして、8月5日金曜日午後3時から第3回本審議会を開催し、長野県最低賃金の答申及び特定最低賃金改正決定の必要性の諮問を予定しております。

その他でございます。8月10日水曜日午前10時30分から、第2回の特定最低賃金検討小委員会、8月23日火曜日午前10時30分から第4回本審議会を開催いたしまして、長野県最低賃金答申に対する異議申し立てに対する審議及び特定最低賃金改正決定の必要性の答申等を予定しているところでございます。あくまで現在における予定でございます。

委員の皆様方にはお忙しいところ大変恐縮でございますが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、開催の正式な通知は後日郵送にて送付させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉﨑会長

ありがとうございました。ほかに何かございますか。よろしいですか。

＜「はい」などの発声あり　＞

○倉﨑会長

では、ないようであれば本日はこれで閉会といたします。

どうもお疲れさまでございました。

閉　　会